

# 勞働立法の國際的統一運動

(自然法の新らしき一考察)

星 野 辰 雄

は し が き

(一) 意 義

(二) 統一運動の根本思想

(三) 勞働立法に對する各國の態度

(四) 國際勞働機關成立に至る迄の統一運動の沿革

(五) 國際勞働機關

(1) その成立 (2) 成立に至る沿革

(5) 組 織 (6) 條約案及勸告

(9) その活動 (10) 批准の現況

(13) 勞働機關に對する非難

(3) その目的

(7) 權限の範圍

(11) 參加國變化

(4) その原則

(8) 條約實施の監督

(12) 參加國の勞働會議に對する態度

(六) 結 論

『我々凡てのものゝ努力せる眞の目的は國際社會を法的に組織するにある。一步一步安定し行く平和の状態が自然にもたらす結果は漸進的軍備縮少であらう。然し平和と安定のかゝる状態を實現するにはたゞ一つの手段しかない。それは國と國との間に法の支配と此の法に對する尊信を樹立する一事である』(レオン、ブルジョア 大熊眞氏譯)

## は し が き

『一九一九年ベルサイユに於て調印せられた平和條約第十三編により成立した國際勞働機關も本年を以てその第十四回總會を開催する事となつた。十四回と云ふ回數は考へ様によつてはあまり大なものではないかも知れない。然しその當初に於て世界の人々が國際聯盟に對して持つた不安と「頼りなさ」を考へる時この十四回にわたる總會は甚だ意義深いものと謂はなければならぬ。

私が第三回ジネーブに開催せられた總會へ出席する機會を得た時、果してこうした機關が永續し行くものであるや否やを疑ふ様な話を他の國の人々からも聞された事がある。其後數次この總會に出席するの機會を得るに及んで——ことに昨年第十二回に出席して益々その事業の盛大にして參加國の數も増加するを見て、當初に抱いた杞憂を自から笑ひ、かゝる穩健なる國際勞働立法機關の繁榮し行く事を喜んだのであつた。併し我國の國際勞働立法機關に對する態度はと見ると、甚だしい不統一——と云ふよりも無知識がもたらす不關心的な状態にあるのが現状である。

先づ資本家團體に付て見るとその中の最も有力なる團體の一つでは、我國の特殊事情を不問にして只徒らに外國の勞資關係を模倣するは非なりとし、この機關を以て我國産業組織を攪拌し、その基本を危からしむる恐る可きものであるから、出來得可くんばかゝる運動より脱退するを以て最も賢明なる國策であると主張して居る。然しこの主張をする團體員の經營せる各種工業はその機械その工業組織その經營は皆これを諸外國より將來し又は模倣せるものではないか。而して只自己に都合よき點勞資間の組織關係に於てのみ我國固有の美風を高調して之を固持せんとするは無理ではあるまいか。既に我國が國際聯盟の主要構成員たる點より見ても脱退論の如き到底不能事であらう。

又或團體は代表選任の指命權を有つて居る爲、機關そのものに對しては前者の如き態度を持たず寧ろこの機關を利用して、我國産業上の位置を列國産業競争場裡に有利に導かんとし、多少積極的態度を持する所あるも、その根本に於て何等確乎たる信念なく、積極的に出れば出る程我國は資本的帝國主義なりとの誤解を列國にいだかしむるに至る恐がある。

其他の團體は全くこれに付ては無關心の態度を持して居る。私は尠くとも對外的關係に於ては我國に於ても是非全國的の使用團體の生れ出んことを希望するものである。それは全國的被傭者團體に對する階級闘争的の意味をなすものでなく、かゝる團體の成立によつて初めて理論的に又合法

的に勞資關係の全國的協調を得るものと考へるが故である。

勞働團體に就て見るに、當初は代表の選任方法と結ばれて最右傾的團體まで國際勞働機關否認の態度を持して居たが、大正十三年政府其選任方法を改むるや、「國際勞働會議に就ても之が對策を慎重に考慮し以て我國勞働組合發展の爲に計る可きである」と宣言し、此態度で今日迄持續して居るが眞に國際勞働機關の精神に共鳴せるに非ずして之を以て徒らに我國勞働運動に利用せんとすの敵本主義なるは甚残念である。左傾團體は「國際勞働會議はブルジョアジーが右翼指導者を買収して斯る見解を吐露せしめ、よつて以て大衆を世界的に欺瞞する機關である。各國に於けるプロレタリアの闘争並にプロレタリアの國際的團結を骨抜きにする機關である。」「我々はこれが徹底的排撃を決議す。」と云つた様な態度を持してやまないのである。これは宛も右傾資本團體——かゝる言葉を使用し得るならば——がこの機關を以て内國産業組織に干渉し、その基本を危からしむるものであるとの理由から、脱退を主張するのとその指導精神は全く異なつて居るが——結果に於ては同一である。而して所謂中間派は機關其ものには反對しないが、代表選出方法に反對して居る。又農民組合は代表選出に付き農民組合の參加容認を主張してやまない。要之勞働團體に付て見るも、これを對外關係に於てだけでもやはり全國的な統一團體の成立が望ましい事である。それがよし左傾たり右傾たり

とも、日本の労働者たる點に於て對外的に皆利害が同一である可きはずである。對外的に不統一であることは甚だしい不面目である、と同時に、不利益であると考へる。

我國政府のこの機關に對する態度は、實に始終一貫誠に忠實である。勿論財政關係から多少の變化はあつた様であるが、常時ジネーブに帝國政府事務所を設置し、常任理事として理事會にも重きをなし、總會には驚く可き多數者を出席せしめて居る。只私はこの態度を以て國際聯盟加盟國たる責務の爲であり、八大産業國の一たる位置にあるが故のみにかく忠實なるものであると解して居る。従つてその態度は常に忠實なる傍觀者の態度以上に出ないので、我國に付ての問題が起つた時のみに多少の辯明をするに止まつて居る。他の主要産業國が社會正義を振りかざし、國際社會の爲めに正義人道を高調する如きことは我が政府の代表には見られない。これと云ふのもこの機關に對する根本的信念に缺くる點がある爲めと、外國語に不充分なるが爲めであるかも知れない。只傍觀者たる爲めにはあまり忠實の度が過ぎ、國費が泣く事であらう。私は我國一般有識者が、勞資關係を合法化する運動を以て益々勞資の關係を危険ならしむるものゝ如く考へて居るのを見て驚くものである。今日勞働組合法の制定そのものにも反對しこれを以て我國産業組織の基本を危からしむるものである。我國固有の風習によるを以て充分であり最善であるとせずが如き主張を見るのは全く理解

に苦しまざるを得ない。案の内容に對する不備を以て反對するならば兎も角組合法不必要論に至つては時勢を見ない事も甚だしいと思ふ。これと云ふのも我國民が法律生活に慣れない爲め、労働と資本との關係を凡ての方面に於て合法化せんとする運動又は傾向を甚だしく危険なものとする考が潜在的にあるが爲めであるまいか。私はこの關係が法律化する事が實は最も危険を軽くするものではないかと常に思ふて居るものゝ一人である。

これを諸外國に見るも所謂工業の最も進歩せる國は最も勞資間の合法化し最も進歩せる労働立法を有せる國である。換言すれば産業の進歩する所には必ず最も進んだ労働立法が制定せられなければならぬものである。産業は世界的に大いに進歩させたいが、労働立法は絶対に進歩させたくない。我國の固來より存する美しき慣習に常に依頼して行きたいと云ふ事は到底實現不可能なる望みといはねばならぬ。その結果遂に労働運動の左傾となり、遂に私有財産制度の否認となるのではあるまいか。一九二二年私の最初の歐米巡遊は、イタリー、スペインに非常に第三インターナショナルの手がのびた時であつたが、此時の國々の有識者はその原因の一として同國に於ける労働立法の不備をあげて居つた事を耳にした。この意味からして我國にも社會局を獨立せしめ、労働省を設立し我國固有の風習に基準した、良き労働立法の制定を促進せしむる事が目下の急務ではあるまい

か。産業合理化の叫びの高い折から、一層この感を深からしむるものがある。この意味からして國際平和を理想とし「勞働憲章」をかゝげて世界の最大多數を占る被傭者に幸福と希望を與へんとする國際勞働運動の唯一なる機關——國際勞働機關の根本思想、其の成立に至つた沿革組織活動を研究するもあながち無用ではないと思ふ。殊に今日までに採擇せらるゝに至り又せられんとする條約案及勸告の將來に付て論ずる事は、我國勞働立法の將來に付て必ずや參考になる所のある事と考へる。只沿革を述ぶるにあたつて徒らに無味なる歴史的記述に終つたが、これも國際的の勞働立法運動が如何に産業革命以來歐洲諸國間に統一の必要があつたかを見る上に於て有益だと考へて記述したるに外ならぬ。

思ふに勞働法は法學としての成立日向あさく從つてその學理的研究もいまだ充分でない。この意味からしても國際勞働立法の法學的研究は甚だ意義多い事と考へる。又法律の進化論的見地よりしての國際勞働立法運動の研究も亦面白い事と思ふが此等に付ては他日の討究に待つ事にする。

## (一) 意 義

こゝに勞働立法とは狹義の勞働法 Legislation industrielley labor law; Arbeitsrecht 即ち從屬的勞働に

従事する者に關する法規—労働契約法、労働協約法、労働組合法、労働者保護法、労働保險法、労働爭議法、職業紹介法等の包括的總稱よりも廣義に解し、社會政策的法制即ち産業法といふ意である。以下述べんとする所は各國に於ける此等の労働立法が如何にして國際的に統一せられんとするに至つたかの沿革、その現在の機關—殊に國際労働機關—竝にその將來に付て、あつて、學者の所謂國際労働法規 *La législation ouvrière internationale, internationales Arbeitsrechts, international labor law* に付ての法學的研究ではなす。

「註」労働法の意義に付ては Schelle: *Précis élémentaire de législation industrielle*. 1~2p; Girard: *Éléments de législation ouvrière*. 6p; Pic: *Traité élémentaire de législation industrielle* 1~3p

孫田氏 労働法通義 二〇頁以下 兒玉氏 労働法要論 二九頁以下

國際労働法を世界法の一部門として研究する必要あるは言を待たない。我國にては杉山博士が統一法—過去、現在及將來統一法根據(法協三七、三八卷)にその理論を發表せられたのみである。田中博士は稿本「世界法—理論」にその一端を述べられて居る。私はこの方面に研究を續けたいと思つて居る。猶世界労働法の根本思想としてキリスト教との關係を研究する事は必要且趣味ある問題である。宗教にその根本を求めねばかゝる倫理的内容を有する世界法の本質は不可解に終るものと私は信ずる、共に他日の研究に讓る。

又ここへに國際的統一 *internationalisme de législation industrielle* と云ふは國際間に労働法制の統一 *unification* 或は一一致 *unité* と云ふ意味を表はすものでなく只各國の労働立法間の等値 *équivalence* 又は均等 *équilibre* と云ふ意味に使用するのである。即ち各國間に於ける労働立法の大原則は一



致し統一さる可きであるが、其の適用は勿論必然的に各國差異のある事を否認せんとする意味でない。これは宛も同一の軌道に同一方向に向つて車は走る可きであるが車内の人は各自の習慣服装即ち各自の生活標準 *standards of life* (*schelle: ibid. 112p*) に従つて行くと云ふ意味である。各國は皆特殊の事情を有し、國民の性質に差異がある。自然の國富も相違しその産業の發達程度に差あり、又國體政體従つて各種法制に相違がある。社會的生活、風俗も異なつて居る。然し此等の事實は必ずしも勞働立法に關し各國間に統一せる原則を發見することを妨げるものでない。換言すれば各國が独自の勞働法を保有すればこそその國際的統一法を發見し得るのであつて、各國は各その獨特 *son genie propre* の法規を保持す可きではあるが、然しその根本をなす思想は國際的に統一的な共同的な流れに向つて進む可きである。

ハバナ大學教授フェンテス氏が一九二三年十二月バリー大學にて國際勞働法に付て講演された一句に *pour tout dire, la variété des formes dans l'unité des principes* とある（同氏講演集二九頁）は誠に適當な言葉で、私の國際的統一と云ふも是に外ならない。従つてこゝに云ふ勞働立法の國際的統一運動と云ふは、勞資間の經濟的、事實的關係を如何に法律關係として制定せんとするかの國際的統一運動の意味に外ならない。

## (二) 統一運動の根本思想

アリストテレスはその政治書十一及十二章に於て「貧富の懸隔し其の軋轢を致すは國家を保持するの所以に非ず、須らく中等人民の繁殖に盡し恒産ある多數人民を地盤として立國すべし、又國家を維持するには改革を欲する元素多からんよりは寧ろ保守の元素に富まんことを要す、故に社會に於ける貴賤貧富の調和に着眼し、法律は主として中等穩健の人民階級を保護す可し、政治家動もすれば爲政の中心を富貴の階級に置かんとするは失策なり、富力の恐るべきは貧者の恐るべきより更に甚し」(穗積兩博士進講録)二一三頁と説いて居るが今日の社會政策の基本觀念もこれ以上に出ないと思ふ。

「ソクラテス」は「各國民各政府及各時代に共通の大法は何ぞや」との問に對し、只これを「自然」であると答へ「個々の制定法は自然に則る可し」となした。而して彼は又人の社會的政治的法律的生活に於て、此自然法に依る合法行爲を正義と稱し、此正義なる觀念の實現を以て立法、司法其他凡ての法律生活の理想と爲したのである。「プラトーン」の理想國にも「今の世は一國にして猶兩國の如し、其國の中にして富者と貧者と相別れ：互に自ら一國を作りて相争へり。正義により治め

らるゝ國にありては人心皆一也」(住谷氏著孔子及孔子教一八四頁)と云ふ句がある。かの國際労働機關の標語たる「汝平和を欲せば正義を培へ」*si vis pacem, cole justitiam.* と言ふも蓋しこの趣旨に外ならないと思ふ。この正義の觀念こそは世界の労働立法の到達せねばならない理想である。

即ちこれを實現する事は誠に人類の理性の無上命令であると謂ひ得る。蓋し人類固有の理性は何人にも平和の恒久的實現を以て徳義上の最大の義務であることを直感的に指すが故である。かの國際聯盟規約の前文にも「組織ある人民の相互の交渉に於て正義を保持し…國際協力を促進し且各國間の平和安寧を完成せむが爲め」と宣言して居る。労働立法の國際的統一運動を動かす根本的動因は社會的正義の實現に外ならない。然らばこの動因をなす指導的思想は何であらうか。

願れば一六二五年フーゴー、グロチウスは其の不朽の名著平戦法規論 *Hugo Grotius: De jure belli ac pacis.* に於て國際間には平時たると戦時たるとを問はず、共に法規の存す可き事を論證せんとし、各國各自の法規の外に萬國共通の大法あるを説いたが、その理論の根據として、ギリシア、ストア哲學の自然法の觀念を援用し、且その基本として人類の社交性による博愛主義を以てした事は人の知る所である。然らば労働立法の國際的統一の指導的思想を何に求めようか。私は先づこれを民主主義 *La démocratie* と社會連帶 *la solidarité sociale* (「註」*Leon Bourgeois: La solidarité* 及 *Dignité*

氏の著書は之を説明せり）の觀念にとり、其の基本を正義 *la justice sociale* の觀念に求めたいと思ふ。(Schelle: *ibid* IIIp) 特に正義の觀念に付ては前述せし所で明かであるが、殊に勞働立法に於けるこの觀念に付ては孫田氏も次の如く説明して居る「勞働立法に尙積極的なる存立理由が嚴として備はつてゐる。夫には多々有り得るが其最も主要なるものは吾人の中に潜在する正義の觀念であり人道的情操であり又社會的平等思想の要求である。是等の超個人的超物質的な要求に引摺られて勞働立法は不斷にその地歩を鞏め絶えざる進歩を遂げつゝある。此要求の前には一國の産業事情が如何あらうとも政治關係が如何あらうとも夫れは唯相對的又は第二次的價値を有つてゐるだけである」(孫田氏勞働法通義二〇頁)と。而して猶此等の根本思想を最もよく宣言せるものは實に平和條約十三編の前文である。

「國際聯盟ハ世界平和ノ確立ヲ目的トシ而シテ世界平和ハ社會正義ヲ基礎トスル場合ニ於テノミ之ヲ確立シ得ベキモノナルニ因リ多數ノ人民ニ對スル不正、困苦及窮乏ヲ伴フ現今ノ勞働狀態ハ大ナル不安ヲ醸生シ惹テ世界ノ平和協調ヲ危殆ナラシムルニ因リ…一國ニ於テ人道的勞働條件ヲ採用セザル時ハ他ノ諸國ノ之カ改善ヲ企圖スルモノニ對シ障礙ト爲ルベキニ因リ茲ニ締約國ハ正義人道ヲ旨トシテ世界恒久ノ平和ヲ確保スルノ冀望ヲ以テ…」とある。

而してこれを物質的方面より考察する時に、私は産業革命の結果による資本主義經濟組織が、世界各國にほゞ同一の困難、同様なる不安を齎らし來つたが爲であると解したい。蓋し同一の原因あ

る所にはほゞ同一の結果の生ずるに至る可きは事物自然の理であつて、一時代に於ける經濟的生產及び分配關係の總和が社會の經濟的構造を形づくり、その基礎の上に法制的並に政治的關係が成立し、又それに順應したる一定の社會的意識及社會法が形成せらるゝに至ると云ふ事實はこれを否定することを得ない。従つてこの同一の産業組織の結果より生れ來る同様の困難不安の救済を世界の各國が必要とせる點も同様である。従つて一國が近代的産業による經濟組織をとれば必ず他の諸國とほゞ同様な社會的不安を生み又同様な労働立法の制定を必要とするものであつて、國情の相違を云々して之を拒まんとするも不可能の事實である。又交通の完備に伴ふて労働力の國際的移動が行はれ、従つて一國內に於ける外國労働者と内國労働者との關係を規律する法制を國際化する必要を生ずるに至るのである。加ふるに各國の労働階級は國際的團結の意識をたかめその實際運動も次第に實現せられ、同時に外國と内國との労働者の爲に労働條件を劃一ならしむる運動が次第に現はるゝに至つた。

又之を法律學に付て見るに、歐洲にては既に前世紀の末より比較法學の研究に伴ふて法制の世界主義的主張が學者間に主張せられた。かのサレイユ氏 Raymond Saleilles は『各國の法制の比較に依りて社會義務の通素を看出し世界的普通法 *droit commun universel* 又は開明人類普通法 *droit*

commun de l'humanité civilisée を知り之に基いて法を制定す可し』とまで主張した。其他法制の國際的統一問題に付ては佛國にはグラツセリー、ムーラン、獨に於てはマイリ、チーテルマン等の學者之を論ずるに至つた。(穗積博士フランス民法の將來一〇八頁)

要之、勞働立法の國際的統一運動は世界各國がシエル氏の所謂「共通せる法的環境」le milieu juridique commun. (Schelle 112p) になつた事實に基くもので、その實際的運動の順序としては社會運動家の國際的團結、勞働組合の國際團體の發生、十九世紀後半よりの社會思想家の私的又は半官的國際協會の設置、最後に勞働問題に關する國際會議及國際條約で、殊に大戰後の國際勞働機關は最も重要なものである。

### (三) 勞働立法に對する各國の態度

上述の如く資本主義經濟組織の結果歐米各國とも皆同様に勞働立法制定の必要を感じ、各自國情に適應する立法を有するに至つたが、今これを大觀するに大體三つの異なりたる態度に分ちて觀察する事が出来ると思ふ。

(一) ラテン系諸國の一團に付て見るならば、その法制の根本をなす思想は個人的自由主義 *liber-*

ralisme individualiste であると云ひ得る。即ち國家の干渉をあまり喜ばない傾向がある。従つて職業組合 association professionnelle に關しても亦勞働爭議の解決方法に付ても、法的拘束を喜ばない。只政治的に勞働階級を壓迫するに對し、その固有の理想主義によつて始めて法制の保護を是認するのみである。佛白はこの團體の典型である。伊西は稍異なつて法規による事多く、南米ラテン諸國は此等國々の中間に位する。

(二) ドイツ法系の諸國を見るに、これには中部歐洲諸國及スカンデナビア諸國もはいるが、これは科學的に秩序的に時としては權力によつて立派な組織的な社會法の制定を見る。獨はこの立法を最も完全に實現せる國である。而して此等諸國には所謂國家社會主義 socialisme d'état. 或は Neo-Corporation 主義即ち義務的且階級的な組合主義が實現されるのである。又此等諸國に於て最も組織的な社會政策及社會保險の確立を見るもので、かの革命的サンジカリズム及ボルシャビズムによつて國內が一時攪亂せられんとした時、これを救ふたのはこのドイツの社會的民主主義及共和主義によるものであらうか。

(三) 第三の團體はアングロサクソン系民族の團體で、これは前二者と相違して居る。組合的規律及勢力はドイツ系諸國に於けると同様強力ではあるが、これは個人主義に基き各自の認容した

規律である。即ち傳統的なトレード、ユニオンの特色が現はれて居る。勿論第三インターナショナルの宣傳と學說により又數年來の經濟的恐慌及失業保險の支拂により少なくとも一時的にはかなり英國一般勞働階級の心理狀態を變化せしめたには相違ない。鑛夫の總ストライキ、一九二六年の春及夏の一般的罷業の計畫の如きは左翼運動の異常なる進展を示したものに相違ない。然しこれも一時的な動搖であつたと思ふ。英國勞働者は決してその名に恥る様な事をしないとと思ふ。彼等は結局勞働貴族たる事をすてないと思ふ。又政府も一保守黨内閣に於てもこの問題に付ては公平なる政策をとつて居る。即ち雇主と被傭者間との利益と主張との公平なる釣合を維持するに努めて居る。勞働協約も非常に發達して居る。國家は干渉を好まない。只嚴格な方法で勞資關係を監視するに止まつて居る。社會保險も進歩して居る。

英領殖民地は本國と異なり、殊にオーストラリア及ニュージーランドは最も進歩と云ふより一層法的拘束を甘受し、強制的仲裁制度もあり又強制組合主義も行はれて居る。北米合衆國はこれと異なつて、こゝには産業の發達世界に其比を見ず、個人主義的思想も強く、又一方産業的階級思想 *hierarchie industrielle* も甚だ強く、雇主の所謂温情主義は時々強大な形式によつて行はれ、それと共に勞働立法も改良されるに至り、又一方テラーシステム、高給政策、勞働時間短縮政策の如



き皆驚く可き結果を社會的に示して居る。

猶この外に特殊なる國としてソビエツト露國系の諸國及東洋諸國がある。

上述の如く各民族によつて勞働立法に對する根本的な思想の差違があるが、こゝに注意す可き事實は此等の差違に拘はらずその制定せらるゝに至つた各國の勞働立法を比較研究すると、そこに大體統一的な内容がある。即ち(一)婦女、幼年工及成年勞働者の保護(二)衛生安全に關する規定(三)災害の補償(四)給料の保護(五)保險に關する規定(六)勞働協約に關する規定(七)勞働の特別なる管理(八)勞働法規實施の監督(九)特別なる裁判に關する規定等に歸着する。而して此等の法制は勿論社會的需要の結果であるから、歐洲諸國又は北米のみでなく、從來かゝる立法に全く無關心であつた國々にも次第に法規の制定を見、又國際統一運動に加入せざる可らざるに至つた。例へば我國は勿論支那シヤム、インド中南米諸國等の如きで、現時はこの勞働立法の國際的統一と云ふより全世界的統一と云ふ可きものである。

#### (四) 國際勞働機關成立に至るまでの統一運動の沿革

現今各文明國は公權を除き私法上には外國人と内國人とを法律上均等に待遇せんとする一般的傾

向にあるが、勞働關係に於てこれを三つの態様に分ち得る。(一)内國勞働者外國勞働者間に何等の差別的待遇をなさざる主義、(二)立法的相互主義即ち一國勞働者に他國が賦與すると同一の法制を以て待遇する。併しこれは實際上非常に複雑なる關係を生じ、同一工場に數個の國籍ある職工等が就業せる場合不便甚だしい、(三)外交上相互主義即ち兩國間に外交上の協定により相互に勞働者の待遇を定むる條約を制定する。この主義は第二の場合と同様複雑なる關係を生じ易いが、勞働力の移入國と移出國間に於ては第二よりも公平なる條件を得るに至るものである。

此等條約には一般に一國內に於ける外國勞働者の勞働契約及其の效力、勞働及賃銀の法律的保護其他の勞働立法による保護即ち災害補償社會保險警察及技術上の關係に付ての規定を見る。一面これは國內法制との牴觸によつて種々困難を伴ふ事も多いが、これがやがて各相互の國家間の勞働立法を相近からしむる因となり、自づから勞働立法の國際的統一運動となるに至つたものである。(この種の條約としては一九〇四年佛伊國間の條約は研究に便である)(Schelle: *Ibid.* 117p-118p)

而して大戰後の勞働問題と歐洲經濟界の動搖に伴つて外國勞働者の待遇問題は歐洲に於て多大の注意を喚起し、多數の國々の間に條約の締結を見るに至つた。猶これを勞働力の移動の方面より研究するも興味ある問題である。(此等條約に付て詳細は Schelle; *Ibid.* 119p-121p; *Pic. idie.* 113p)

而して此等勞働條約は勞働立法の國際的統一運動實現の片鱗であつて、眞の統一運動には一層有力なる他の機關制度が必要である。

一般的國際條約により勞働立法の統一を實現せんとした第一人者はロバート・オーエン (Robert Owen) である。彼はエラシヤペル (Aix-la-chapelle) 會議に勞働時間を國際的立法によつて統一せんとする請願書を提出した。勿論その以前にも奴隸廢止の原則に付てウキン會議に國際的の重要な取極があり、又一八五七年にはアルザスのスタインハル (Steinhal) の一工業家ダニエル・ルグラン (Daniel Legrand) は獨、瑞、佛及露の各政府にあて、幼年工勞働、週休及勞働者の家庭生活の問題に關して國際的に會合し、法制の制定を爲さん事を促がした。猶一八五六年國際慈善會議 (Congrès international de bienfaisance) の決議に基いて勞働に關する國際的法制の制定がブルツセルで決議せられた。此問題には當時の經濟學者も賛意を表し、遂に一八八四年白耳義議會でこの問題を研究せしむる機關の設置が可決された。これには北歐諸國のキリスト教會下の資本家中にも賛意を表するもの多かつた。然しこれは多くは幼年工、女工の保護工場の衛生災害補償、工場監督勞働時間の短縮等であつた。

最初に國家として勞働立法の統一を公に計畫した國は瑞西聯邦である。一八五五年グラリ (Grali)

州の提案によつて、まづ各州の工場法規の統一をはかる會合を催さんとする計畫が起り、次で一八七六年に聯邦大統領フリー(Frey)氏が始めてこの問題に付て國際會議を召集せんとする企ある旨を發表した。果して一八八一年に至りスイス大統領の名に於て佛、英、伊、墺、白、獨に召集狀が發せられた。然るに各國政府とも之に對して同情ある賛意を表せず、只その次年に討論會議 *conference de discussion* の開催に付て諾否を求めたる所、獨を除く他の諸國の承諾を得るに至つた。然るにこの瑞西政府の準備も遂に獨逸ウキルヘルム二世により突然横取りせらるゝ事情となり、一八九〇年第一回の國際的勞働會議がベルリンに開催を見るに至つた。(前田多門氏著國際勞働九頁以下) 國際的と云ふも其參加國は佛、獨、墺、和、白、英、伊、丁抹、ポルトガル、スエーデン、ノールウエ、スイス、西、ルクサンブルグの歐洲諸國で、露國は召集を受けずローヤ(Pape de Rome) 法王の代表者の參加を希望した。この會議は失敗であつた。蓋し問題が廣汎に過ぎ結局空想的な諸希望條件を決定したるに止まり、其主催國たる獨政府も次回の開催に付ては何等意を用ひざるに至つた。此等の希望案は(一)鑛山勞働に關する規定、(二)週休制度、(三)幼年工、成年工及婦女子(特に産前産後の)の勞働に關する規定、(四)工場監督制度、(五)勞働事情に關する年報の交換、ことに統計及法制の報告等の事項である。

然るにスイス聯邦政府はこの失敗に落膽する事なく、一八九六年上述の參加國に向つて次回の準備の爲「労働の研究及統計に關する國際事務局」*bureau international d'études et de statistiques* の設置を提案し、かくて一八九七年にはツォリツヒに労働者保護問題に關する第一回の國際會議を開催せんとした。これが將來の「労働者法律保護に關する國際協會」*association internationale pour la protection legale des travailleurs* の口火をきつたもので、その事務所はベルンに置かるゝ事となつた。一八九八年にはベルンの國際會議について第二回の會合催され「國際労働法制會議」(*congres de la legislation internationale du travail*) の名稱の下に開催せられた。これには各國とも公の代表者を送るに至つた。而してこの會合にて一委員會を設けこの協會をして常設的のものたらしむるに付て研究せしむる事となつた。かくて協會は各國の國內的委員會と共に國際的委員會をもつ事となり、これをスイス國に置き、各國よりの研究及報告に基き次回の準備をなさしむるに至つた。一九〇一年にはバーゼルにて執行委員會の會合行はれ、一九〇二年には二十二名の政府代表者よりなる總會がケルンにて開催された。かくて一九一四年まで續行されて居た。この協會は勿論公的の性質のものでないが、實に現時の國際労働機關の祖先とも見る可きものである。その委員には學者、技術家、利害關係代表者を網羅し、技術的方面よりの研究を始め、各國內法の相違より生ずる困難

及外交上の難問題の解決の研究にあつた。かくて一九〇五年ベルンにて開催せられた第四回の會議にて協會は遂に二箇の重要な條約の基礎案を作製し得るに至つた。その(一)は黃燐使用禁止に關する條約案にしてその(二)は婦女子の夜業禁止に關する條約案である。而してスイス聯邦政府は一九〇五年六月この條約案を各國政府に送附してこれを國際條約たらしむる爲國際會議を開催せん事を申出た。かくて一九〇六年九月ベルンにて正式の國際會議開催せられ、十四ヶ國の政府は各自代表全權委員を送り、上述の二箇の問題を討議した。その結果第一の黃燐使用禁止に關する條約案に付ては十四ヶ國のうち六ヶ國のみその國內に於ける製造禁止及黃燐を使用せるマッチの輸入及販賣を國內にて禁止する條約を認めたけれども、或國は製造會社との特約あるにより、又或國は黃燐マッチ主要製産國たる點よりして、この條約の批准を悦ばず、或國は國內の議會に掛る以前にかゝる國內法と同一效力を有する條約を採用する事を躊躇し、遂に會議は、批准拒絕國のなる可く參加せん事を希望する事として閉會した。この條約は後に第一回ワシントン労働總會に引繼がれ其の效を全うしたる事は人の知る所である。(前田氏前掲書一四頁)第二の問題たる婦人夜業禁止に關する條約案は十二ヶ國によつて調印された。この條約は年齢の如何を問はず婦人の工業にをける夜業を禁止するを目的とし、夜間休憩時間は繼續せる十一時間とし、只各國政府に不可抗力の場合又は季節による

工業或は腐敗し易き物品の製造業に於て例外を許容するの權を與へたものである。猶この場合にも休憩の補償を認めることとして居る。猶批准交換後二ヶ年後に實施せらるゝ事とされ、又その實施期は、甜菜糖製造業、木綿工業及鑛山に於ける坑外作業に於ては十ヶ年間の猶豫期間を認むる事となつた。猶本條約の實施監督問題に於て英國は委員會設置の必要を強調し、獨、オーストリア、ハンガリはこれに反對したが、結局佛國の仲裁説にしたがひ、各國の行政にまで關與するに至らず、只單純なる調査的任務を有する委員會を設置する事に止まつた。(ベルン條約に於ては *Pig. Ibid II 七七* 以下)が、併しこれは何と云ふても成功と云はねばならぬ。協會は猶活動をつゞけ一九一三年にはベルンにて十四ヶ國の代表が二つの新條約案(一)幼年工の夜業禁止、(二)婦女子及幼年工の勞働時間を十時間となす案の基礎案を作つた。かくて一九一四年大戰爭となりパリの平和會議に於ける問題となるに至つたのである。(猶一九〇六、一九一〇年に於けるジネバ、ルザン、ルガノの國際條約あり、これに於ては *Pig. 前掲書 116* 頁以下。)

以上を以て私は無味なる沿革を記述し終つた。蓋しこの記述の目的は國際勞働機關が單純に平和條約第十三編として偶然に生れ出たるものでなく、同一事情の經濟的組織より生ずる勞資關係を正義と美しき情操の感情によつて國際的に法律化せんとする永年の努力を知らしめる爲である。従つ

てかゝる土臺の上に築かれた國際労働機關であつてみれば、労働立法の國際的統一運動に付てもすでに耕された所にその種子を植へる様なものである。只當時僅かに參加國二十に満たざりしものが現今に於ては五十五ヶ國の多きを見、又その採擇する條約案の範圍も廣く、又その組織の完備したるには驚くばかりである。又かゝる沿革と基礎との上に建設せられた機關であつてみれば我國も主要産業國の一つとしてそれに加盟せる以上、よくその指導精神を研究し、この穩健なる第二インターナショナルの労働運動を理解し、これと歩調を共にす可きであつて、國情の特異を高調し脱退を主張し或は是非を論ぜず反對し、或は又階級鬭争的立場のみよりこれを排撃せんとするが如きは國際的共存共榮の主旨よりしても面白からざる事と思ふ。

## (五) 國際労働機關

(1) その成立 上述の運動も古今未曾有の大戦の爲一時中斷さるゝのやむなきに至つたが、これは一時的のもので大戦中戦場の後方にあつて或は軍需工業に或は各種産業に非常なる努力を以て労働に従事した労働者の爲に労働立法の國際的統一機關—即ち堂々たる大規模の國際労働機關が國際聯盟の成立と共に設立せらるゝに至つた。これは一九一四年には何人も到底夢想だもしなかつた事であ



る。勿論今次の世界の大戦は全世界を縮少し凡てを國際的に統一する運動に導いたものではあるが、労働立法の國際的統一に付ては誠に最良の促進者であつたと言ふ事が出来る。

(2)その成立に至る沿革　國際労働機關はベルサイユ和平條約第十三編によつて組織せられたもので當時締約國一致の希望によつて成立し、國際公法の新たな一部として各締盟國を拘束する事となつた。蓋し大戦中より既に之を創設するの議があり、聯合國間の労働組合は一九一六年七月リーヅ Leeds の會議に於て American Federation of Labor の發案に基いて宣言がなされ(註)この會合の決議の序文中に「…同時にまた團結權、移民、社會保險、労働時間、衛生安全等に關する道德的及物質的最少限の保障を萬國の労働階級に與へこれを資本主義的國際競争の埒外に置く可し」とある猶同様に一九一七年十月パリに於て國際商事會議 conference parlementaire internationale du commerce に於て、一九一九年二月にはベルンに於ける國際労働組合會議 conference intersyndicale de Berne にて、同年三月にはパリに於けるキリスト教労働組合 congrès des syndicats chrétiens の會議にて主張され、一九一八年十月佛國議會はジュスタン・ゴダール氏のこれに關する提案を可決した。この十三編の規定は平和會議に於て國際労働法制委員會 commission de législation internationale du travail によつて作製せられたるものであるが、この委員會には他の多くの代表者と共に北米のサ

ミユル・ゴンパース、英バーンス、白國のバンド・ベルド氏、マハイム氏、伊國カプリニ、佛レオン・ジホー氏等の如き各國の勞働組合の最も代表的なる人物も加入した。

(3)その目的 この機關の目的は一言で盡さる。曰く國內的及國際的産業の平和の維持である。將來戰爭の起る原因を取り去る事である。前文中にも國內的に社會的に平和なき所に國際的平和を望むこと難しと宣言して居るのも國際社會に於ける不安の根本的絶滅を期するに外ならない(前述十三編前文參照)即ち惡しき勞働條件は貧困を生み従つて社會的不滿を生ず、かくて國內的不安よりひいて國際關係に重大なる關係を生ずるに至る。又他面國際社會をなす或國家が、社會正義の公平なる立場より見て甚だしき粗惡なる勞働條件を以て國際的産業の競争場裡に優勢なる地位を占む可きものでない。人道的な勞働法制が全世界の凡ての工業國に一般化され、もつて進歩せる勞働立法を有せる國も、國際産業競争に於て何等懸念なきに至る可きである。若し然らざるに於ては各産業國間の經濟的葛藤を生み、その結果は各國の賃銀生活者の負擔を加重し、遂には戰爭の原因となるが如き不幸を招來するに至る恐れがある。以上の目的から國際勞働機關はその任務として勞働者には社會上の地位の維持を保證し、又企業者に對しては不正なる競争を避けしむるに努力するのである。

(4) その原則 凡ての加盟國に對し勞働編に規定された指導的原則及「勞働憲章—權利の宣言」とも見る可き諸點を摘出すれば(一)勞働はこれを單に貨物又は商品と認む可らざる事(二)團結權の確認(三)賃銀は其國に於て相當と認めらるゝ生活程度を維持するに足る事を標準とする事(四)同一價値の勞働に對し男女同額の報酬を受くべき原則(五)一週一日の休日制の採用(週休制)(六)勞働時間を一日八時間一週四十八時間となす原則(八時間勞働制)(七)兒童の勞働の禁止(八)内外國の勞働者の待遇の均等(九)失業對策に對する研究(十)職業病及災害に對する勞働者保護(十一)勞働法規の適用及その實施を確保する爲の監督機關の確立の原則並びに婦人をこれに參加せしむる事等である。而して此等の原則は完全にして決定的なるものでなく只これを以て「國際聯盟の政策を指導するに適切なることを信じ若し各產業國にして之を採用しその實行を保證するに於ては必ずや世界の賃銀生活者の上に恒久の福利を齎すべきことを疑はず」と云ふて居る。又同條約は原則として必ずしも締約國に對し「格一的な法制の採用を強むず」として居る。否反つて反對に「氣候、慣行及習俗經濟上の機會並產業上の因襲の相違は勞働條件の劃一を急速に實現することの困難」なるを認めて居る。然し「締約國は現に勞働が單なる商品と看做さるべきものに非ずと認むるが故に、勞働條件を規律する方法及原則にして一切の產業國が各自の特殊事情の許す限り之が適用に力むべきものゝ存する

を認む」と云ふて居る。

以上がこの機關の指導的原則である。然らば如何にしてこれを實現せんとするか、その構成を見る必要がある。

(5) その組織 この國際労働機關は完全無缺とは言へぬとしても非常によく組織されて居る。この組織がなかつたならば將來は勿論今日まで國際的労働立法の如き困難なる事業の遂行は到底六ヶ敷かつたであらう。又この組織を運用する人にも多くの有能の士があつてその缺けたる所を人の力によつて補つてこの成績を見たものである事を忘れてはならぬ。先づ簡單に機關の構成を説明すると、構成員は原則として國際聯盟の締約國である。只聯盟に加盟せず最初より労働機關に加入を許されて居る國がある。獨逸の如きその例である（一九二六年九月同國も聯盟に加入した）これはかゝる大産業國をこの機關より除外する事はその設立の主旨に反するが爲であると解される。而して機關の組織は全く聯盟と同様で理事會事務局總會から成つて居る。

理事會は *le conseil d'administration* は當初二十四名で十二名は各國政府代表者六名づゝが使用者及被備者代表であつた。一九二二年第四回の會議の時三十二名に増員された。國際聯盟に於ては常任理事國は五大強國の代表者を以て組織して居るが、労働機關に於ては政府代表十六名中八名は所

謂主要産業國の代表者を以て組織し、他の八ヶ國は總會の指定に待つ事となつて居る。かくて世界の大産業國に常置の地位が確保せらるゝに至つた。只所謂「主要産業國」の標準について問題が生じた場合には聯盟理事會によつて決定せらるゝ事として居る。現時は英、佛、獨、伊、白、日、印、カナダの諸國である。理事は毎三ヶ年目に改選される。理事會はその議長を互選する。今日までは佛、ブオンテューヌ氏がこの重任にある。その任務は對内關係として事務局の活動を指導し對外方面としては總會の議題其他の問題を取扱ひ、法律關係に於ては各理事間の紛争を解決する。要之理事會は宛も會社の重役會に該當するものか。

勞働事務局 *bureau international du travail* (B. I. T.) は前述のベルヌ事務局についで生れたものと云ふ事が出来る。その職務は構成國間の秘書局であり同時に總會の技術的準備機關である。是非非常に困難な職務である。蓋し各國の社會立法の正確なる状態を識る必要があると共に、總會に提出する各案件が條約案となり得る可能性と機會を知る必要がある故で、それが爲めには不斷の研究を要し、又各國政府に送附する質問書の解答から生ずる困難を案配する事が必要である。

事務局はその局長（局長はアルベルト・マ氏佛人、一九一九年の理事會により指名さる）副局長バトラー氏英人のもとに各國籍を有する局員五百餘名からなつて居る、國際官吏として外交官の特

權を享有する)のもとに主要なる部に分れて居る。一は外交部でこれは各國政府との連絡をとり條約案の準備、その適用等を司り、他は學術部でこれは諸國の勞働立法の研究、調査、出版、統計等を司つて居る。猶事務局は聯盟の仕事に協力を續けて居る。それは智能的勞働、衛生、移民、殖民に關してである。又非常な努力になる科學的な研究調査の結果が局から發表される。一例としてミルオー教授 Prof. Edgard Milhaud の指導になる世界に於ける生産に關する研究をあげる事が出来る。

國際勞働總會 (conference internationale du travail) 前者を會社の事務局と見ればこの會合は株主總會に比す可きものか。而してこれは勞働立法を國際的に規律する統一運動として最も注意す可きものである。すくなくも毎年一回づゝ原則としてジネーブに召集せられる。この總會の爲に理事會の指導により事務局がその技術的な仕事を準備するのである。總會は各加盟國の代表者によつて構成されるがこの代表は同一性質のものでない。政府二名(これは普通中央政府の勞働者等の専門家又は時に技術官)は多少の外交的性質を有するものとされ従つて皆その政府の名に於て論じ又は投票する。他の代表は使用者及被傭者を最もよく代表する職業組合の代表者各一名づゝを各國が選任出席させる。(所謂完全代表と云はるゝものでこの兩民間代表の選任なく政府代表のみの場合は不完

全代表と謂はれる) 猶この民間代表に付て平和條約はこの兩者間の均衡を保たしむる爲兩者のうち一方がその代表を缺く場合には他の團體の代表は總會の討議に参加するの權はあるが投票權はなきものと定めて居る。

『猶こゝに常に問題となる事は代表選任の基本たる「最もよく代表する職業團體 organisations professionnelles les plus representatives」なる用語の意味である。一九二一年第三回總會に際しオランダ政府からこの問題に付て意見を要求せられたので一九二二年七月國際司法裁判所は「最もよく代表する」と云ふ意は必ずしも「最大多数と云ふ事が絶対的特質である」と解す可きべからず」l'importance numerique n'est pas la caractéristique exclusive de l'organisation la plus représentative (Schelle, *ibid.* 129p)』と述べ、何等これに積極的な定議を與へて居ない。従つてこの問題は各國政府の決定する所に従ふ可きもので、若しこれが問題となれば總會の資格審査會の決定に待つ外はない。例へば佛國の勞働團體としてはC. G. T. が最も勞働組合の代表的のものとされC. G. P. が使用者團體の最も代表的のものと認められて居る。猶この問題に付ては伊國のファシスト政府になつて以來同國の勞働代表の指名について毎回必ず抗議が提出されて總會を賑はして居る。蓋し總會の他の勞働代表の多くは一面ファシストに基く勞働團體を以て或意味に於て勞資混合の組合なりと認むると共に、他面代表選任に付ても同國に於ては完全なる自由が認容されて居ないと認めて居るが爲である。又我國の勞働代表選出方法も第一回から第五回總會まで常に問題とされ、第三回の如き代表自身、自から勞働代表たるの資格否認を列國に聲明するが如き不可思議を演じた程であつたが、第六回以後政府の選定手續が革まつたので無事である。』

かくして構成された總會はこれを國際聯盟總會に比すると、より各國を代表—これは代表と云ふ文字を憲法的、議會的に解釋するのであるが—する所の會合であると云ふ事が出来る。蓋し一方聯

盟總會は理論上全く外交的の集會に外ならないのであるが、勞働總會に於ては使用者被傭者代表が參加するが爲である。而して此等兩代表は宛も議會に於ける議員の如く、全く自由に且自己独自の立場から——或場合には自己の國籍を超越して、國際的使用者團體 *Groupe patronale internationale* 或は國際的勞働團體 *Groupe ouvrier internationale* の一員たる立場から論議し又投票するのである。

他の國際的會合に於ては、個人が全くその所屬國家を超越して階級的團體の利害觀念から他の國の代表と相談し論議する事は見られない事で、常に國家の政治的軍事的關係から自己の國家を代表して論争が闘はされ、従つて條約の決定に付ても總員の意見の合致を必要とするのであるが、この總會はその基礎を他に置いて居るので、採決に付ても多數及少數意見が形成されるし、又一國としての主張と云ふ點が主要なるものと考へないので、採擇方法も決せず、満場一致の必要を見ない。通常決議は三分の二の多數決により、議事に付ては單純多數制によつて居る。多くの場合使用者代表と被傭者代表とは各自その立場から相反對し政府代表がその中間にあつてこれを指導して行く形になつて居る。

『自國にとつて利害關係の輕き問題に付て採決をする場合、勞働代表は國際勞働團體の利益の爲めに動く事が多い。特に我國の勞働代表は一から十までこの勞働團體の一員として、全く超國家的立場から採決に追従して行く事は少しく不甲斐ない氣がする。殊に國際總會場に於て内國的な問題を摘發して無意味に諸外國代表の誤解を招く事は慎む可き事だと思ふ。又使用者



代表もよく會議本來の目的を理解して、徒らに我國の特殊性を高調し、我國に於ける勞働立法の不備なる事を特色なるかの如く考へて國際使用者團體と協調し行く事を忘れるは策の得たるものでないと考へる。

かくてこの總會は形式的な國家間の會合即ち多數國家を單に並置したる所の會議即ち從來の如き個々の國家の代表者による會議でなく、各國に於ける各社會階級——即ち共同利益 *interests collectifs* の代表者の會議を實現せしむる組織である。即ち職業組合に基いた國際的階級的な團體の代表者の會合である。従つて各國に於ける全國的な使用者組合と勞働組合の對立的存在を前提として居るが、これは勞資間の鬭争を目的とする爲めでなく、協調に到る一つの手段たるが爲であると解する。

(私はこの意味からして我國に完全なる組織ある使用者及被働者の全國的な組合の成立を一日も早く見ん事を希望するもので、斯くてこそ全國的に統一ある勞資間の合法的な理解を見る事が出来るのではあるまいかと考へる)

従つて總會に於ては各種の異つた各國の職業的團體の聲を聞く事が出来る。例へば商業に於ては雇主と店員、農業に於ては地主と農業勞働者、消費者と生産者、智的勞働者等の主張等である。

又總會はその主題を特殊のものに限定する場合がある。例へば第二、第九、第十三回は全く海事に限られて居つた。従つてその代表者は船主及船員の組合の代表者である。又第三回は殆んど農業問題を主とした。かゝる見地からしてこの總會は將來に於て國際的職業組合の會議の特殊な一部門としての役を演ずる事となるかとも思ふ。

(6) 條約案及勸告 この總會が如何に國際勞働立法案を實現しつゝあるかを述べたい。最初一九一九年の平和會議に於て眞の立法の權を總會に附與す可きか否やが問題となつた。これに關し國際勞働立法委員會は二つの案を審議した。その一は總會に於て三分の二の多數にて採決された條約案は之を國內法として採用す可き事を各國政府の義務とせんとする案で、他は三分の二の多數にて可決せられた條約案にして、特定の期間内に明白に各國により拒否せられざる場合には暗黙の間に各國政府により採擇せられたるものと看做すと云ふ案であつた。然るにこの兩案とも國家の主權を侵すものとの抗議あり、遂に總會は超國家的立法權を有せざるもの、即ち總會は單純なる條約案の作製に止まる事となり、その批准は全く各國の自由たるに至つた。只條約案に對しては各國政府は通常一ケ年の期間内に條約批准に關する權限ある機關 *autorité compétente* に掛ける義務を負ふものである尤もこの機關(各國とも多くは議會)は批准す可きや否やに付て全く自由である。只これを批准した場合には事務局に登録され(批准交換の要なし)こゝに批准國に對し條約たる拘束力を生ずるものである。従つて事實上總會は締盟各國政府に對し勞働立法條約の文案を提示するに止り、これを批准するや否や全く各國の自由である。

總會は又勸告 *recommandation* を決議する。これは各國政府に對して總會が勸告するもので、各

國は若し其趣旨に合致したる措置を採りたる時はこれを事務局に報告する義務を負ふのみである。茲に注意す可きは聯邦國家に付ては條約案も亦勸告と同一の價値より外なき事である。蓋し憲法上中央政府は各州に對し條約の批准を強制する事、不可能であるが爲である。猶條約案と勸告との間にいちぢるしき差のある事は勸告に付てはかりに一國がそれに依て國內法を制定したる場合に於てもそれを廢止變更する事は自由であるに反し、條約案を批准した場合にはそれに基づく國內法令の改廢は困難である。要之勸告はいまだ條約たる程度迄に熟せざる問題として取扱はれて居ると云ふ可きである。現今各締盟國は主要なる條約案の批准を躊躇して居る状態にあるが、これは進歩した勞働立法を有する國に於ても國際的條約によつて拘束せらるるを好まない事と又それに依て他國からの産業的競争による惡結果を招くを恐れる理由からであらう。

例へばかの一九一九年ワシントン會議の主要問題であつた八時間勞働制の如きも、只チエコスロバキヤ及ベルギー兩國を除き他の主要産業國たる獨英等皆批准して居ない。然るに此等の國々の勞働時間制は此條約案に見る所よりも實質的にはより完全なものである。尤もこの八時間制に付ては一九二四年ベルンに、一九二六年ロンドンに、兩度の會合が佛、白、英、獨の諸國によつて開催せられた結果、共同的な解決をこの案に求め、協同的批准をなさんと盡力して居る。又昨年(一九二四年)の總會開會中英國は勞働黨内閣となり、英國勞働代表よりこの問題に對し政府の態度に就て總會に於て政府代表に質問したる所、英政府代表ウルフ氏は「予は英國政府が可及的早き機會に於てワシントンの時間制條約案の批准に就て必要なる手段を執るとしつゝある

事を述る權限を有つことを喜ぶ」と云ふ意味の言明をしたのを記憶して居る。従つてこの重要案も遠からず各國の批准を見ることと思ふが、我國は永遠に特殊國たる大産業國として留るつもりで居るのであらうか。識者の考慮を願ふ所である。

只私がかゝるに特に注意したい事は批准數の如何によつてこの機關の價値を疑ふ可きものでない事である。思ふにこの會議にて採擇せられた勞働立法は宛も古昔ローマに於ける市民法 *jus civile* に對する萬民法 *jus gentium* たり、時に又自然法 *jus naturae* との關係の様に各國家の有する固有の勞働立法の外に國際社會間の統一的勞働立法、或はその自然法、理想法として役立つに至るものはあるまいか。(自然法に就ては F. Girard: *Manuel Élémentaire de droit romain*, 2p. 穂積博士法律進化論一卷一九九頁以下。)蓋し勞働機關を支配する精神勞働立法の理想的基礎觀念はいずれの時か何等かの形式によつて各國により採用せられ、遂には壯大にして完備せる國際立法の大成を見るに至るものと思ふ。又それが世界の恒久的平和の爲めに望ましい事である。勿論事務局としては批准の促進を希望するのは理由ある所で、従つて各政府の故意又はいはれなき躊躇、或は一國內の批准機關に横はる困難は成る可く除く様に各國とも努力す可き事は勿論である。

この意味から見て我國が「權限ある機關」を憲法上の解釋のみから樞密院なりと解して居る事は間接に我國の勞働立法の發達を遅延せしむるものではないかと思ふ。

而して今日まで採擇せられたる條約案はかなりな數でこれのみにても一つの立派な國際勞働法典

をなして居る。

(7) 権限の範圍 國際勞働機關の權限の範圍に付てはしばしば論議をかもした。殊に使用者側よりの論議が多い。最初は農業勞働者に付ての問題で、これは佛國とスイス國を初め其他數國によつて提起されたものであるが、國際聯盟理事會に於て之を國際司法裁判所の決定に待つ可きものと判定した。同裁判所は一九二二年八月之を肯定的に解釋した。蓋し農業も一種の工業的企業（佛語 Industrie は廣義に解する時産業の意。industrie: toutes les opérations qui concourent à la production des richesses; industrie agricole）と認む可きもので、従つて勞働機關の權限は平和條約十三編の前文の主旨、その精神よりして凡ての被傭者に適用せらる可きものであると判定した。此問題は我國としては小作人を以てこゝに所謂農業勞働者と見る可きや否やと云ふ問題で、第三回總會に於て相當論議せられたと記憶する（前田氏前掲書四二頁）又第七回總會にこのパン燒業の夜業禁止に關する條約案に關して「此の規定は凡そ斯業に従事する總ての人々即ち雇主にも勞働者にも總てに對して其仕事に關し適用せらる可きものなり」と云ふ文句あるよりして、勞働總會は勞働者保護の法文を可決する事によりて使用者自身にまでかゝる義務を課する法規を創設し得べきものなりや否やと云ふ問題が提起された。國際司法裁判所は一九二六年七月の判決によつて之を肯定的に解釋すと判定した。蓋しこれは勞働機關の權限は只全く勞働者の利益のみに限定す可きや否やと云ふ事であるが、若し之を「限定す」と解すれば結局如何なる場合にも勞働階級の利益を完全に満足せしめ得ざる結果となる。蓋し使用者及被傭者の關係は事物自然の理により無限に結ばれ居ると解さねばならないから。猶此他智的勞働、移民、小作人等につき問題がある。（前田氏前掲書四三頁以下）

(8) 條約實施の監督 平和條約第十三編は詳細に批准後の國際條約實施監督に付て規定して居る。四百八條より四百二十條の規定は各國主權を侵害せずして如何に巧みに實施監督をなすかを定めて居

る。蓋しこの問題はベルン會議に於ても既に論議せられたもので、當時に於ても國際監督委員會の設置が主張せられた。國際労働機關の採用せる方法は共同的監督である。即ち加盟國は皆その義務履行に關して事務局に年報を提供する義務を負ひ他方には相互的間接的に監督を受けしむる方法をとる。即ち政府代表、使用者組合及労働組合の各代表者は自國又は他國の實施狀態に關し調査し確認せる點又はその疑はしき所に付て労働事務局に對し告訴する權利を有する。

事務局及理事會はこの場合これに付て判定をなす義務がある。殊に理事會は直接に係争國間の仲裁をなし反對の主張に付てその意見を求むる必要がある。かくてこの種の係争にして圓滿に解決を見ざる場合には、聯盟事務總長がこれに加入し、關係國によつて選任された政府、使用者及労働者代表より構成する調査委員會の設立をうながすのである。この委員會はその報告書を作製し、その解釋方法を案出決定する。併しこの決定にして當該關係國を満足せしめざる場合には關係國は國際司法裁判所に出訴する事を得。同裁判所はこれに最終の判決を與ふる事となる。但しかゝる場合に事實問題としては不正ありと認めらるゝ國家は、結局聯盟加入諸國より經濟的壓迫及ボイコットを受くるに至る可く又世界の輿論によつて道德的壓迫を受ける結果となるは勿論である。

(9) その活動 平和條約第十三編の編成者は國際労働機關の成立の急務なるを痛感したので、一九一

九年その第一回總會がワシントンで開催され、其日程は條約によつて以前から決定された。即ち八時間労働制、失業問題、幼年婦女工の労働等であつた。然し第一總會の空氣は餘り芳しいものでなかつた。北米合衆國上院の國際聯盟に對する反對は同國政府が公式に之に加入する事を妨げた。しかし總會には三十六ヶ國の代表が出席した。ドイツ、オーストリアは労働機關に加入を許され、日本はアジア全土を代表する意氣を以て之に参加した。此總會で六箇の條約案が採決されたが、中にも八時間労働に關する條約案はその主要なるものである。理事會の選任も見た。第二回は一九二〇年伊國のジノアに開催され「海上労働」に關するものであつたが、英國船主組合の主張によつて、労働時間制は遂に決定を見るを得ず、只幼年水夫の保護、失業及職業紹介に關して貴重なる結果を得たのみである。第三回は一九二二年初めてスイス國ジネーブに開催せられ、農業労働者——殊に農業に従事する幼年及婦女子の保護、農業労働者の團結權、農業に於ける災害豫防及社會保險の問題があつた。白鉛使用禁止問題に付ても良好なる結果を見た。又商工業被傭者に關する週休制に付ても議せられた。第四回は失業移民の問題、理事會の改正に關したもので、第五回は工場監督制度に付て、第六回は労働者の餘暇利用の問題、パン製造業、ガラス工業に關する夜業禁止に付て議せられ、第七回は災害に對する補償、職業病の補償、災害に對する内外労働者の均等的待遇等に付

て條約案の制定を見た。一九二六年には二回開催され八回には移民船に於ける移殖民の監督制定の條約案を、又第九回は海事に關して海員雇傭契約及海員送還に關する條約案の採擇を見た。第十回は商工業並に家内工業労働者及農業労働者の疾病保險に關する條約案を、第十一回には最低賃金決定機關創設に關する條約案を採決した。一九二九年には二回開催され、其十二回には船舶輸送による荷物の標示に關する條約案其他を、十三回は海事關係の總會で、船上に於ける労働時間の規律、海員の福利増進等に付て論議された。

以上昨年までの十三回にわたる總會に於ては又各回とも數箇の勧告が決定されて居る。而して此等の勧告は各國政府によつて各其の趣旨に合致する措置が採られ直接に間接に労働立法の促進をうながして居る事は注意す可きである。我國が今日まで批准せる條約を列記すれば(一)失業(二)工業に従事する兒童の最低年齢(三)海上に傭使する兒童の最低年齢(四)海員の職業紹介に關するもの(五)農業に傭使する兒童の最低年齢(六)海上に傭使せらるる兒童及年少者の強制的身體診斷(七)職業疾病に對する補償(八)災害に對する補償の内外労働者の均等待遇(九)移民監督の簡易化の九つである。而してこのうち四つが兒童及年少者の保護に關するものであるのは注意す可き事である。又勧告にして我國が既に其趣旨に合致したる措置を採りたるものは今日まで五つである。



(10) 批准の現況 猶加盟國の批准の狀況に付て一言すれば第十回までの條約案を全部に付て批准登録をなせる國はルクセンブルグでその數二十五を以て最大とし、最も批准せざる國はオーストリアで只一つの條約を登録して居る。所謂八大產業國のうち批准數の最も多い國はベルギーの十九で次が佛國及英國の十五、ドイツの十三、伊國十二、インド十一、日本九、カナダの四である。而して批准せられた條約名によつて見ると、第七回總會にて採擇された勞働者の災害補償の均等待遇が二十五ヶ國により批准され、十一回の農業勞働者疾病保險に關する條約が最少で批准國二ヶ國である。而して批准總數は三六六でこれを主要加盟國三十二ヶ國について平均すれば一ヶ國一一・四強の批准數となり第十二回總會までに採擇せられた條約案は二十七であるからその批准割合は約半數弱となる。又最も重要なる八時間勞働に關する條約案は十四ヶ國により批准されて居るがこのうちに我國として最も注意す可き事は印度がこれを批准せる事である。尤も八大產業國のうちこの條約案に未批准の國は、我國の外にカナダ、獨、英があるが只我國と印度はワシントン總會に於てこの時間制に關しては所謂特殊國として特別の主張をなし又特殊の約束をなした關係がある。従つて獨、英の兩國が、この批准を登録した時に於ては我國はこれが未批准の理由に付て相當困難な立場に置かれる事と考へる。現に第七回總會に於て印度の使用者代表は印度が時間制條約を批准せるに日本

が未批准状態にあるを非難し、日本の紡績工場は労働時間が長く其爲めボンベイの生産品が日本品と競争することが出来ず、日本がこれを批准しない限り、將來印度は條約の批准を中止するであらう。これは東亞幾千萬の労働者の運命にかゝる問題であると大いに主張した。又印度の労働代表及政府代表も共にこれと略同様の趣旨により、我國を非難した。而してこの非難は第八回にも印度各代表により繰返され、且英國労働代表顧問のボンドフィールド女吏の、間接ではあるが有力な非難があつた。第十回にも亦同様の非難を繰返されたのを見ても明瞭である。而してこれは女子夜業の條約と深き關係あるは勿論である。

(11) 參加國の變化 現在國際労働機關の加盟國は五十五ヶ國で、政治上、産業上重要な國にて未だ加盟せざる國は米國と露國と外にメキシコ土耳其(昨年傍聽者を出した)埃及である。而して第一回總會には參加國は三十二ヶ國、内完全代表を送れる國は十九ヶ國であり、第二回には二十七ヶ國、三、四、六、八回には三十九ヶ國、五、七回には四十二ヶ國、九回には三十八ヶ國、十回には四十三ヶ國、十一回には四十六ヶ國、十二回には實に五十ヶ國參加し代表者數も政府八十八名、使用代表三十七名、労働代表三十六名と云ふが如き盛況を次第に示しつつある。猶支那は十二回總會より初めて完全代表を出席せしめたが、政、資、勞三者とも協力して常にこの機關を利用して租借地内の法權

恢復に努力して居る。

(12) 參加國の勞働會議に對する態度 に付て一言すれば、その根本的差違は上述せる勞働立法に對する態度と略同一の思想、同一のグループを形成して居る。勿論參加國と云ふても政府、資本、勞働皆各立場を異にし、殊に資本、勞働は國際的團體を作つて、かなり強固な對立關係をなす關係からして各國としての明瞭なる態度は不明であるが、之れを大觀すればラテン系諸國は多くの場合一團となり、理想論と自國の勞働法との抵觸關係に付て賛否の態度を定め、ジェルマン系諸國は多くの場合純理論的な立場から議論を進めて行く。アングロサクソン系統——これには英領殖民地が皆一國として加入せる關係上、かなりな投票權を持つて居る——は實際的な立場即ち條約となりたる場合實行不可能なる點等の事實から又その自由主義から自國には非常に進歩せる勞働立法又は慣習法あるに關らず、國際條約により拘束せらるゝの不可なる事を主張してやまない様である。これは昨年の商業被傭者時間制案に就て見ても、以上の様な態度が明瞭であつて、佛、白國は多く自國の國內法との抵觸關係を強調し、獨は理論的論議をもてあそび、英國はかゝる時間制を國際條約によりて取定むるの不可能なる點を主張してやまなかつた。

特に注意すべきは伊國で資本團體の協調を危くしてまでもこの總會を支持せんとする事である。例へば昨年時間制案に付

ても「使用者團は本問題の撤回を希望す」と強く主張せるに拘はらず「然れども若し總會に於て本案を審査委員に附託することに決するに至らば使用者團は必ずしも之れに参加することを忌避するものにあらず」との協調句を附加せしめたるは伊國資本代表であるのを見ても知ることが出来る。(日本商工會議所十二回總會顛末二七頁以下参照)

(13) 勞働機關に對する非難 に付て一言すれば、この機關を以て餘りに勞働者の利益保護に偏重するもの、階級鬭争を助長せしむるものなりとの非難である。然し本機關は本來平和條約に依て認められた任務即ち四百二十七條の勞働憲章精神から、各國に此等諸原則に基いた勞働立法を制定せしむるの機運を醸成し、世界の最大多數をしめて居る被傭者無産者の地位の向上の實現を期せしめんとするに外ならぬものである。従つて勞働階級の利益、その地位の不斷なる改善の努力は本機關本來の目的である。従つてこの創設の根本目的は没却することを得ないと思ふ。私はこの穩健な第二インターナショナルの勞働運動は我國の有識者、經世家によつて理解せられ、支持せられん事を希望する。又我國の一部識者中には此機關を以て徒らに國際關係の力を以て我内國産業組織を攪亂せんとするものであると見るものもある様であるが、世界の交通は日に繁くなり、國際社會の有力なる一員となつた我國が、獨り勞働運動に付てのみ我國古來の美風良習にのみよる可きものでもない。又それは不可能な事である。寧ろかゝる機關を利用して、我國を以て資本的帝國主義なりとする誤

解を解かしめ、進んでは此統一運動の指導精神に基き、且我國古來の美しき慣習を考慮しつゝ、一日も早く社會政策的立法の實現を期する事が急務であると信ずる。然らざるに於ては第三インターナショナル思想の跳梁する機會を多からしむるに至るのではあるまいか。徒らに勞資關係の合理化を恐れ、勞働立法の制定を危險視し、反對出来るだけ此に反對せんとする者ありとせば、階級闘争の思想を堅くし、破壊思想を助長せしむるの責の一半は、實に此等不明の者が負はねばならぬ事と思ふ。

## (六) 結 論

以上を以て私は勞働立法の國際的統一運動の沿革及現時に於ける國際勞働機關の構成、組織、活動等の要點を略述した。然らば勞働立法の國際統一運動の將來は如何であらうか。殊に國際勞働機關によつて今日まで採擇せられた此等條約案及勸告竝に將來に於て採擇せらるるであらう所のものは如何なる運命を有するであらうか。或人は此等を以て研究せられたる無用の案文の列擧で、畢竟價值なき紙片たるに止まり何等重要な影響を及ぼすものでないと論ずるものもあるが、私はこれこそ將來に於ける國際勞働法典の基本となるものであつて、永久にその光輝を失はないものであり、

又その精神は各聯盟締約國に於ける勞働立法を指導して、各國に於ける國民の最大多數を占めて居る被傭者に對し幸福を與へ、又世界恒久の平和をもたらしに至るべきものだと思はれる。穂積陳重先生は法律進化の原理を説明されて、これを法原論と法勢論とし、前者を原形、原質、原力の三論、後者を發達繼受及統一の三論とせられ、その繼受論には「法の外國的進化即ち外民との觸接に起因する外法の模倣、採擇及外國學說の立法、裁判等に及ぼす影響を論せん」とし、統一論にては「法は文化の上進に隨つて常に世界化せらるる傾向を有し各國民は竟に自國特有法と世界共通法とに依つて支配せらるるに至ることを論ぜんとするものなり」と言はれた(同先生著法律進化論三卷二頁)我等は不幸先生の薨去の爲に、之に關する詳細な説明を知るに由がないけれ共、最近殊に法律學者により、研究せらるる範圍に於ても、國際民法、商法、海法、破産法、民事訴訟法があり、又舊來の條約、慣習、學說、判例などの國際法の法淵を考證研究して世界全般に適用し得る國際法典を編纂せんとする運動も、既に一九二四年聯盟總會の決議によつて、準備委員會が任命され、第一回の國際法典編纂會議が一九二九年ヘーグに開催せられた。又國際聯盟總會と云ひ、この國際勞働會議と云ひ、正に先生の述べられんとする通りで、常に法の世界化統一が實現され、遂には世界共通法の成立を見るも近き將來にあると思ふ。この見地からして國際勞働機關は勞働法制の關する範圍に

於て、先生の所謂世界共通法を制定する國際的な、しかも最も壯大且健全なる立法機關であると私は考へる。又機關より生れ出づる國際勞働立法は、遂には前述の如く宛も昔時ローマに於ける *jus civile* に對する *jus gentium* 又は *jus naturae* として役立つに至るのではあるまいか。即ちローマ帝國に於ける各民族間に行はれたる法規としての *jus gentium* と同様なる關係を、今日の各締約國間に於ける勞働法制上に有するに至るのではあるまいか。蓋し古昔ローマの萬民法は自然法から生れたものである事は、ユスチニア法典にも『萬民法は自然の理が凡ての人類間に定めたるもの』と云ふに見ても明かである。而してモンテスキュー Montaigne はその「法の精神」第二章 De l'esprit des lois, l. p. に自然法を説明し「平和が第一の自然法ならん」La paix serait la première loi naturelle と云ふて居る。しからば勞働法の國際的立法府とも見る可き國際勞働機關にて採擇せられたる此等一體の法制は、所謂自然法即ち國際平和の成文化されたもの、換言すれば世界に於ける勞資の間に認められなければならない社會正義の法律化されたものとして、遂に各國から認めらるるに至るのであるまいか。又かく解釋してこそ高遠なる理想によつて成立した國際聯盟の一組織としての國際勞働機關に對する各國の參加及びこれに對する各國の努力も自から理解され、又その國際勞働立法運動に對して執るべき正當なる態度も明かになると思ふ。

私は又この國際勞働立法運動を現在の我國情との關係に付て考へてみたい。私はこの運動こそ國際的ボルシアヴィズム運動、第三インタナショナル運動に對抗し得る、現在に於ける唯一とは云ひ能はざるも、少なくとも最も重要な國際的社會運動の一つではないかと思ふ。思想は思想のみによつて闘ふの外はない。この第二インタナショナルの勞働運動こそ、最も合法的にして健全な武器であると考へる。而して唯徒らに勞働關係の合法運動をおそれ、事實を直視せず、漫然國情の差異をのみ高調して平和的なる國際勞働立法運動に留意せざる事は、獨り産業の爲のみならず、社會的、國家的にも禍根の大なるものを將來に培ふに至るものではあるまいか。私の恐れるのは實にこの點にある。この小論もかかる意味に於て何等か役立つ事があれば幸甚である。

(註) サレイユ先生は普通の共通法の存在を認められてこれを「成文の理性」(Raison écrite)とし民族的法に優越したものと考へられた。即ち「生ける法の中に列せらるべく其の不變にして抽象的なる世界より降下せる法、利益の衝突、身體及び社會的事實の自然淘汰より生れたる法」なりと説明されて居る。又世界的共通勞働法の存在の必要を説くにはチーテルマン氏の「吾人は次の如き信仰を固持するを要する。諸の民族の總ての確執の上に超然として人類團體と云ふ偉大なる思想が勢力を得なければならぬ。—古語に『我等は凡て兄弟ならずや、而して一つの神我等總てを造り給ひしに非ずや』と」云ふが如き全人類愛の感情が必要である。世界勞働法と宗教との關係に付ては新舊約聖書及び聖オーガスチン及トーマス、マキナス等の哲學の深き研究に待たねばならないと思ふ。學者の他日の研究に待つ。